

売上税額の計算の特例

「区分記載請求書等保存方式」
段階における税額計算の特例

- **売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者**（前々年又は前々事業年度の課税売上高が5千万円以下の事業者）が、売上げの一定割合を、軽減税率対象品目の売上げとして税額を計算する特例を設ける。
- 軽減税率制度の**実施から4年間**、以下の特例を選択することが可能。

① 仕入れを管理できる
卸売事業者・小売事業者

- ✓ 仕入れた商品をそのまま販売する卸売業や小売業は、
 - ・売上げに占める軽減税率対象品目の売上げの割合と、
 - ・仕入れに占める軽減税率対象品目の仕入れの割合は、概ね一致

実態と大きく乖離しない
よう一定の実績から推計

【小売等軽減仕入割合】

$$= \frac{\text{軽減税率対象品目の売上のための仕入額}}{\text{仕入総額}}$$



仕入れの管理ができれば、
売上税額の計算が可能

(注) 簡易課税制度の適用を受けない卸売業・小売業を営む事業者が対象

② ①の特例を適用する
事業者以外の事業者

- ✓ 仕入れた商品を加工して販売する場合は、①の方法は不適切
- ✓ 仕入れの区分経理が行えない事業者は、①を使えない

【軽減売上割合】

$$= \frac{\text{通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の売上額}}{\text{通常の連続する10営業日の売上総額}}$$



通常の連続した10日間の
売上げの管理ができれば、
売上税額の計算が可能

③ ①・②の計算が困難な事業者

- ✓ 仕入れの管理も、10日間の売上げの管理もできない場合は①・②いずれの方法でも売上税額の計算ができない

最低の水準で
益税目的の活用を防止

$$= \frac{50}{100}$$



売上げや仕入れの管理が
できない場合の、
売上税額の計算方法を規定

(注) **主に軽減税率対象品目を販売する事業者**が対象

仕入税額の計算の特例

「区分記載請求書等保存方式」
段階における税額計算の特例

- **仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者**が、仕入れの一定割合を、軽減税率対象品目の仕入れとして税額を計算する特例等を設ける。
- 軽減税率制度の**実施から1年間**、以下の特例を選択することが可能。

① 売上げを管理できる 卸売事業者・小売事業者

- ✓ 仕入れた商品をそのまま販売する卸売業や小売業は
 - ・ 売上げに占める軽減税率対象品目の売上げの割合と
 - ・ 仕入れに占める軽減税率対象品目の仕入れの割合は概ね一致

実態と大きく乖離しない
よう一定の実績から推計

【小売等軽減売上割合】

$$= \frac{\text{軽減税率対象品目の売上額}}{\text{売上総額}}$$



売上げの管理ができれば、
仕入税額の計算が可能

(注) 簡易課税制度の適用を受けない卸売業・小売業を営む事業者が対象

② ①の特例を適用する事業者以外の事業者

- ✓ ①の方法では仕入税額の計算ができない事業者であっても、

- 前々年又は前々事業年度の課税売上高が5千万円以下の中小事業者について、事後選択により、簡易課税制度の適用を受けられることとする。
※ 原則は、課税期間の開始前に選択



売上げや仕入れの管理ができない場合は、
簡易課税制度の方法により仕入税額を計算